

証券コード 4579

平成25年3月13日

株 主 各 位

愛知県知多郡武豊町字5号地2番地
ラクオリア創薬株式会社
代表取締役 谷 直 樹

第5期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第5期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成25年3月27日（水曜日）午後5時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 平成25年3月28日（木曜日）午前10時
（開催時刻が昨年と異なりますので、お間違えのないようご注意ください。）
2. 場 所 愛知県名古屋市中区栄三丁目15番33号
栄ガスビル5階 501会議室
（会場が昨年と異なりますので、末尾の会場ご案内図をご参照いただき、お間違えのないようご注意ください。）
3. 目的事項
報告事項 第5期（平成24年1月1日から平成24年12月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件
決議事項 定款一部変更の件

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.raqualia.co.jp/>）に掲載させていただきます。

(提供書面)

# 事業報告

(平成24年1月1日から  
平成24年12月31日まで)

## 1. 会社の現況

### (1) 当事業年度の事業の状況

#### ① 事業の経過及び成果

##### (全般的概況)

当事業年度におけるわが国経済は、東日本大震災による復興需要に底堅さはあるものの、世界経済の減速の影響や設備投資・雇用情勢の低迷等、依然として先行き不透明な状況で推移いたしました。

製薬業界におきましては、薬価切下げや後発医薬品の使用促進を軸とする政府の医療費抑制策が進行する中、大型新薬の特許切れが相次ぐ、いわゆる「2010年問題」に直面し、新たな収益源となる新薬開発が重要な課題となっております。

このような環境の中、当社は、開発化合物の継続的な創出、複数のプロジェクトからなる研究開発ポートフォリオの拡充及びそれぞれ開発化合物の導出を目指し、研究開発活動及び営業活動に積極的に取り組んでまいりました。

事業面では、平成24年10月に、味の素製薬株式会社との間で特定のイオンチャンネルを標的とした創薬研究に関する「共同研究契約」を締結し、当社の強みであるイオンチャンネルに対する創薬力が改めて評価される結果となりました。また、平成22年12月に締結したEli Lilly and Company（米国）との「ライセンスオプション権付き共同研究契約」については、共同研究期間の延長が決定しました。

社内体制面では、平成24年8月に、従来の経営戦略及び組織体制を見直すプロジェクトを発足させ、約3ヶ月の検討期間を経て、当社の「強み」である創薬力の更なる強化を目的とした新体制構築のため、大幅な組織・体制の刷新を図り、研究開発ポートフォリオの「選択と集中」や分社化を通じて経営資源の有効活用を目指していくことといたしました。

以上の結果、当事業年度の事業収益は28百万円（前期比95.8%減）、営業損失は2,636百万円（前期営業損失1,916百万円）、経常損失は2,891百万円（前期経常損失1,906百万円）、当期純損失は2,905百万円（前期当期純損失1,916百万円）となりました。なお、事業費用の総額は2,665百万円

(前期比2.5%増)であり、そのうち研究開発費は1,804百万円(前期比8.6%増)、その他の販売費及び一般管理費は861百万円(前期比7.2%減)となりました。

### (研究開発の状況)

当社の研究開発活動における当事業年度の研究開発費は、1,804百万円となりました。なお、当事業年度における主な研究開発の概況は、以下のとおりであります。

#### イ. 探索段階

下痢型過敏性腸症候群(IBS)を主たる適応症とした5-HT<sub>2B</sub>拮抗薬のプロジェクトでは、探索最終段階として、ラット及びイヌでの初期安全性評価を行い、その結果、5-HT<sub>2B</sub>拮抗薬(RQ-00310941)を開発段階に進めることを決定しました。

消化管運動障害関連疾患を主たる適応症としたモチリン受容体作動薬のプロジェクトでは、薬効薬理、薬物動態及び初期安全性等の試験を終え、その結果、モチリン受容体作動薬(RQ-00201894)を開発段階へ進めることを決定しました。

神経因性疼痛を主たる適応症としたT型カルシウムチャネル遮断薬のプロジェクトでは、共同研究を活用し、複数の疼痛モデルでの有望化合物の有効性を確認しました。

神経因性疼痛を主たる適応症としたTRPM8遮断薬のプロジェクトでは、新規化合物の評価を継続して実施しました。

炎症性疼痛及び神経因性疼痛を主たる適応症としたナトリウムチャネル遮断薬のプロジェクトでは、化合物の最適化及び特性評価を継続して進めました。

なお、平成22年12月より、Eli Lilly and Company(米国)と特定のイオンチャネルを標的とした共同研究を進めております。また同様に、平成24年10月より、味の素製薬株式会社と他のイオンチャネルを標的とした共同研究を進めており、有効性及び安全性の高い開発化合物の創出を目指しております。

## ロ. 開発段階

### [ Coreプログラム ]

#### a) 5-HT<sub>4</sub>部分作動薬 (RQ-00000010)

胃食道逆流症 (GERD) を含む上部/下部消化管疾患への幅広い適応を目指した本開発化合物は、当事業年度に英国規制当局 (MHRA) へ第 I 相臨床試験に係る治験申請 (CTA) を行い、5月から英国において健康成人被験者への本開発化合物の投与を開始しました。単回投与、食事の影響の検討、性差の検討、高齢者における検討、並びに反復投与と試験は順調に進行し、10月までにすべての被験者への投与を終了しました。その後、データ集計及び解析、並びに治験総括報告書 (CSR) の作成が順調に進行しております。

#### b) 5-HT<sub>2B</sub>拮抗薬 (RQ-00310941)

本開発化合物は、下痢型過敏性腸症候群 (IBS) を適応症として、開発段階における各種非臨床試験を実施するための準備を進めるとともに、毒性予備試験及び反復投与毒性試験それぞれに用いる原薬を製造しました。第4四半期には、ラット及びイヌにおける用量設定を目的とする毒性予備試験を開始しました。

#### c) モチリン受容体作動薬 (RQ-00201894)

本開発化合物は、胃不全麻痺、術後イレウス、機能性ディスペプシア等の消化管運動障害を適応症として、開発段階における各種非臨床試験を実施するための準備を進めるとともに、毒性予備試験及び反復投与毒性試験それぞれに用いる原薬を製造しました。

### [ 戦略的オプションプログラム ]

#### a) EP<sub>4</sub>拮抗薬 (RQ-00000007及びRQ-00000008)

本開発化合物は、慢性炎症性疼痛、急性痛、炎症、自己免疫疾患、アレルギー及び癌等への適応の可能性があると考えております。当事業年度においては、これらの適応症に係る薬理作用の検証のための薬効薬理試験、動物モデルで抗癌作用の評価技術を持つ研究機関との共同研究等を行いました。

上記に加え、RQ-00000008については、第 I 相臨床試験の開始に必要な安全性薬理試験をGLPに準拠して実施しました。

## ② 設備投資の状況

当事業年度に実施しました設備投資の総額は55百万円であります。

その主なものは、業務の効率化を目的としたソフトウェアの改修及び分析装置の取得等であります。

なお、当事業年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

## ③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

### (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

| 区 分                | 第 2 期<br>(平成21年12月期) | 第 3 期<br>(平成22年12月期) | 第 4 期<br>(平成23年12月期) | 第 5 期<br>(当事業年度)<br>(平成24年12月期) |
|--------------------|----------------------|----------------------|----------------------|---------------------------------|
| 事業収益 (千円)          | —                    | 1,186,759            | 684,202              | 28,978                          |
| 経常損失 (千円)          | △2,638,527           | △1,295,839           | △1,906,429           | △2,891,267                      |
| 当期純損失 (千円)         | △2,642,327           | △1,307,679           | △1,916,269           | △2,905,463                      |
| 1株当たり<br>当期純損失 (円) | △2,642,327.53        | △261,094.08          | △172.85              | △219.00                         |
| 総資産 (千円)           | 4,111,171            | 4,460,773            | 8,379,143            | 5,501,134                       |
| 純資産 (千円)           | 3,879,923            | 4,191,144            | 8,174,470            | 5,310,417                       |
| 1株当たり<br>純資産額 (円)  | △5,532,076.52        | 180,902.28           | 616.14               | 400.27                          |

- (注) 1. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。但し、1株当たり当期純損失及び1株当たり純資産額については、小数点第3位を四捨五入しております。
2. 1株当たり当期純損失は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。
3. 平成23年1月28日付で1株につき400株の割合で株式分割を行っており、第4期の1株当たり当期純損失は、期首に株式分割が行われたものとして算出しております。

### (3) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

#### (4) 対処すべき課題

研究開発型の創薬企業である当社においては、対処すべき課題を次のように考えております。

##### ① 研究開発ポートフォリオの強化

継続的に開発化合物を創出するためには、新規プロジェクトを既存の研究開発ポートフォリオへ継続的に追加していくことが重要と考えております。この課題に対して以下のような方策を採っております。

- ・ 独自の評価系及びデータベース等を活用することにより、社内で新規標的分子を見出し、プロジェクトを増加させるよう努めてまいります。
- ・ 充実した薬理モデルを当社が所有する疼痛疾患及び消化管疾患以外の領域については、特に外部研究機関との共同研究を活用し、プロジェクトを追加するよう努めてまいります。
- ・ 既存の研究開発ポートフォリオにあるプロジェクトを活用し、新しい適応症を目指す新規プロジェクトを展開するよう努めてまいります。

##### ② 開発プロジェクトの「選択と集中」

臨床試験段階においては、多額の研究開発費が必要となるため、当社における研究開発に係る費用及びリスク負担を軽減することを目的として、当社保有の開発化合物について「選択と集中」を図っております。具体的には、自社リソースを活用するプログラムを「Coreプログラム」、外部リソースを活用するプログラムを「戦略的オプションプログラム」と定義し、前者については内部リソースを集中することにより早期収益の獲得を目指し、また、後者については子会社を活用した、外部リソース（公的資金、ファイナンス等）の導入を図る戦略を採ることにより、将来的な収益の獲得を目指してまいります。

##### ③ 導出推進体制の強化

当社の所有する開発化合物の導出を実現するため、事業戦略に基づき導出先の開拓を継続的に強化していくことが課題と考えております。当社では、この課題に対して以下の方策を採っております。

- ・ 導出を成功に導くためには、適切な導出先企業を選択することと顧客にとって最適な導入のタイミングを判断することが重要であります。そのために、顧客情報の収集・分析を一層強化するよう努めてまいります。

- ・ 製薬会社等での導出活動に経験を有する優秀な人材の採用、実務を通じた社内教育、さらには経験豊富な外部アドバイザーの活用等により、営業活動の水準の高度化を図ってまいります。
- ・ 可能な限りライセンス部に経営資源を配分し、導出候補先のライセンス部門への働きかけはもとより、経営陣、研究開発部門の責任者、その他あらゆる人的関係を通じてアプローチを行ってまいります。

#### ④ アライアスマネジメントの強化

当社のビジネスモデルにおける収益構造は、導出による契約一時金収入、研究開発の進捗に合わせたマイルストーン収入、さらには上市後のロイヤリティー収入等から構成されております。当社のビジネス戦略に基づき、既に導出されている開発候補化合物等に対し、各導出先企業との協力体制の下、順調な開発の推進を支援し、収益獲得を可能な限り早期に実現させること、さらには長期的かつ安定的な収益を獲得することを目的として、アライアスマネジメントを遂行しております。このような戦略的なアライアスマネジメントの展開を引き続き強化することを目的とし、具体的には以下のような方策を採ってまいります。

- ・ 当社ビジネス戦略に基づき、開発期間の短縮及び開発費用の軽減が想定される、アジア企業又は動物用医薬品企業へ導出された開発候補化合物に関し、その開発推進をサポートし、マイルストーン収入及びロイヤリティー収入の早期獲得を目指します。但し、この場合においても、導出先企業とともに、グローバル導出を目指して連携することにより、グローバルな医薬品事業展開が可能となるよう進めてまいります。
- ・ 医薬品開発プロジェクトのみならず、技術提携済み研究プログラムを促進するために、提携先との協力関係におけるガバナンス体制を強化させ、効率的に研究開発を支援してまいります。

#### ⑤ 財務基盤の強化

当社では、研究開発活動の先行的な推進に伴い、第1期事業年度から第5期事業年度に至るまで、継続的な営業損失及び営業キャッシュ・フローのマイナスが生じており、今後も研究開発投資等の資金需要の増加が予想されます。

このような状況において、将来的な経営の安定性と事業の継続性を第一義に考えて事業を進めてまいります。損益の改善面では、探索研究、前臨

床試験及び初期の臨床試験の成果として創出した開発化合物の導出を実現するとともに、組織のスリム化を図ることにより、事業費用の圧縮と戦略的かつ機動的な意思決定が可能な組織体制を目指してまいります。また、新規の資金獲得面では、戦略的資本提携、公的制度の活用等の資金調達手段の多様化を検討し、今後の継続的な事業継続のための財務基盤の強化を図っていく方針であります。

#### ⑥ 薬事関連法規制を遵守する体制の更なる充実

医薬品の研究開発は、各国の薬事規制当局の基準に従い、有効性・安全性及び品質が確立された医薬品を創出する必要があります。当社は、設立直後からこれらの基準を遵守する体制の構築を強く意識し、SOP（研究開発に関する標準手順書）の作成・改定やこれらの基準に関する社員教育を実施し、事業活動を行ってまいりました。今後も、上述の基準について常に最新の情報を収集するとともに、遵守体制の更なる強化に努めていく方針であります。

#### (5) 主要な事業内容（平成24年12月31日現在）

当社は、医薬品の研究開発及び開発化合物等の知的財産の導出を主たる事業としております。

#### (6) 主要な営業所及び工場（平成24年12月31日現在）

| 名 称 | 所 在 地            |
|-----|------------------|
| 本 社 | 愛知県知多郡武豊町字5号地2番地 |

#### (7) 使用人の状況（平成24年12月31日現在）

| 使 用 人 数 | 前事業年度末比増減 | 平 均 年 齢 | 平均勤続年数 |
|---------|-----------|---------|--------|
| 81 名    | —         | 42.8 歳  | 3.8 年  |

(注) 使用人数は従業員数であり、臨時従業員数（アルバイト及び人材派遣会社からの派遣社員）は、含んでおりません。

#### (8) 主要な借入先の状況（平成24年12月31日現在）

当社は、借入を行っておりません。



## (9) その他会社の現況に関する重要な事項

当社は、平成24年11月29日開催の取締役会で、平成25年1月7日を効力発生日として、当社のサイエンス・イノベーション部門に係る事業に関する権利義務を簡易新設分割により新設する会社に承継させることを決議しました。

### ① 会社分割の目的

外部リソース（公的資金、ファイナンス等）を活用し、「戦略的オプションプログラム」の開発を加速させ、プログラムごとの価値を向上させることにより、将来的な収益の獲得を目指すことを目的とします。

### ② 新設会社の概要

|      |                                                                                                 |
|------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 社名   | 株式会社A s k A t                                                                                   |
| 住所   | 愛知県知多郡武豊町字5号地2番地                                                                                |
| 代表者  | 代表取締役 小泉 信一                                                                                     |
| 事業内容 | a) 医薬品及び健康関連商品の研究開発<br>b) 医薬品及び健康関連商品の販売及び使用許諾<br>c) 医薬品及び健康関連商品のコンサルティング<br>d) 前各号に付帯関連する一切の業務 |
| 資本金  | 1百万円（平成25年3月13日現在）                                                                              |
| 設立日  | 平成25年1月7日                                                                                       |

## 2. 株式の状況（平成24年12月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 37,068,800株
- (2) 発行済株式の総数 13,267,200株
- (3) 株主数 6,548名
- (4) 大株主（上位10名）

| 株 主 名                                             | 持 株 数      | 持株比率   |
|---------------------------------------------------|------------|--------|
| CIP V JAPAN LIMITED PARTNERSHIP INCORPORATED      | 2,296,000株 | 17.30% |
| NIFSMBC-V2006S3投資事業有限責任組合                         | 1,834,400株 | 13.82% |
| ファイザー株式会社                                         | 1,772,000株 | 13.35% |
| NIFSMBC-V2006S1投資事業有限責任組合                         | 1,100,800株 | 8.29%  |
| ジャフコ・スーパーV3共有投資事業有限責任組合                           | 320,000株   | 2.41%  |
| 長久 厚                                              | 252,000株   | 1.89%  |
| コラボ産学官ファンド投資事業有限責任組合                              | 160,000株   | 1.20%  |
| 大阪証券金融株式会社                                        | 124,800株   | 0.94%  |
| NIFSMBC-V2006神戸バイオ・メディカル4号投資事業有限責任組合              | 104,800株   | 0.78%  |
| DEUTSCHE BANK AG LONDON-PB NON-TREATY CLIENTS 613 | 104,400株   | 0.78%  |

（注）自己株式は所有していません。

### 3. 新株予約権等の状況

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（平成24年12月31日現在）

|                             |                   | 第3回新株予約権                                                                                                                                                        | 第7回新株予約権                                                                                                                                                               |
|-----------------------------|-------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 発行決議日                       |                   | 平成20年9月5日                                                                                                                                                       | 平成21年7月28日                                                                                                                                                             |
| 新株予約権の数                     |                   | 182個                                                                                                                                                            | 20個                                                                                                                                                                    |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数          |                   | 普通株式 72,800株<br>(新株予約権1個につき400株)                                                                                                                                | 普通株式 7,980株<br>(新株予約権1個につき399株)                                                                                                                                        |
| 新株予約権の払込金額                  |                   | 新株予約権と引換えに払い込みは要しない。                                                                                                                                            | 新株予約権と引換えに払い込みは要しない。                                                                                                                                                   |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額      |                   | 新株予約権1個当たり 1,275円                                                                                                                                               | 新株予約権1個当たり 1,288円                                                                                                                                                      |
| 権利行使期間                      |                   | 平成22年10月16日から平成30年7月31日まで。<br>但し、行使期間の最終日が会社の休業日に当たる場合には、その直前の営業日を最終日とする。<br>なお、普通株式の株式公開（該当普通株式に係る株券がいずれかの国内の金融商品取引所に上場され取引が開始されることをいう。）の日以降においてのみ、行使することができる。 | 平成24年6月12日から平成31年7月27日まで。<br>但し、行使期間の最終日が会社の休業日に当たる場合には、その直前の営業日を最終日とする。<br>なお、普通株式の株式公開（該当普通株式に係る株券がいずれかの国内の金融商品取引所に上場され取引が開始されることをいう。）の日の13ヶ月後の日以降においてのみ、行使することができる。 |
| 行使の条件                       |                   | (注) 1                                                                                                                                                           | (注) 2                                                                                                                                                                  |
| 役員<br>の<br>保<br>有<br>状<br>況 | 取締役<br>(社外取締役を除く) | —                                                                                                                                                               | 新株予約権の数： 20個<br>目的となる株式数： 7,980株<br>保有者数： 1名                                                                                                                           |
|                             | 社外取締役             | 新株予約権の数： 5個<br>目的となる株式数： 2,000株<br>保有者数： 1名                                                                                                                     | —                                                                                                                                                                      |
|                             | 監査役               | —                                                                                                                                                               | —                                                                                                                                                                      |

(注) 1. 新株予約権の行使の条件は、以下のとおりであります。

- (1) 1個の本新株予約権の一部につき行使することはできない。
- (2) 当社の発行に係る普通株式の株式公開（当該普通株式に係る株券がいずれかの国内の金融商品取引所に上場され取引が開始されることをいう。）の日以降においてのみ、本新株予約権を行使することができる。

- (3) 新株予約権者が当社の取締役、監査役又は従業員の地位のいずれをも喪失した場合、本新株予約権を行使することができない。但し、任期満了による退任、定年退職、その他当社取締役会が正当な理由があると認めた場合については、この限りではない。
  - (4) 本新株予約権の相続はこれを認めない。
  - (5) 新株予約権者が、①禁錮以上の刑に処せられたとき、②当社と締結した契約に違反したとき、③法令違反を犯したとき、④降格以上の懲戒処分を相当とする懲戒事由に該当したとき、⑤その他不正行為により当社の信用を毀損したときは、本新株予約権を行使することができない。
  - (6) その他の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
2. 新株予約権の行使の条件は、以下のとおりであります。
- (1) 1個の本新株予約権の一部につき行使することはできない。
  - (2) 当社の発行に係る普通株式の株式公開（当該普通株式に係る株券がいずれかの国内の金融商品取引所に上場され取引が開始されることをいう。）の日の13ヶ月後の日以降においてのみ、本新株予約権を行使することができる。
  - (3) 新株予約権者が当社の取締役、監査役又は従業員の地位のいずれをも喪失した場合、本新株予約権を行使することができない。但し、任期満了による退任、定年退職、その他当社取締役会が正当な理由があると認めた場合については、この限りではない。
  - (4) 本新株予約権の相続はこれを認めない。
  - (5) 新株予約権者が、①禁錮以上の刑に処せられたとき、②当社と締結した契約に違反したとき、③法令違反を犯したとき、④降格以上の懲戒処分を相当とする懲戒事由に該当したとき、⑤その他不正行為により当社の信用を毀損したときは、本新株予約権を行使することができない。
  - (6) その他の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等の状況

該当事項はありません。

## 4. 会社役員 の 状況

### (1) 取締役及び監査役の状況 (平成24年12月31日現在)

| 会社における地位 | 氏名   | 担当及び重要な兼職の状況             |
|----------|------|--------------------------|
| 代表取締役    | 谷直樹  |                          |
| 取締役      | 小泉信一 | 専務執行役員 (サイエンス・イノベーション担当) |
| 取締役      | 古田晃浩 | 常務執行役員 (人事・業務統括担当)       |
| 取締役      | 平井昭光 | レックスウェル法律特許事務所 代表パートナー   |
| 取締役      | 土屋進  |                          |
| 取締役      | 青木初夫 | 株式会社C x Oアドバイザーズ 社外取締役   |
| 常勤監査役    | 井上尚治 |                          |
| 監査役      | 本間靖  |                          |
| 監査役      | 縣久二  | 太陽誘電株式会社 社外取締役           |

- (注) 1. 取締役 平井昭光氏及び青木初夫氏は、社外取締役であります。  
 2. 常勤監査役 井上尚治氏及び監査役 縣久二氏は、社外監査役であります。  
 3. 当社は、監査役 縣久二氏を大阪証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。  
 4. 当社では、意思決定・監督と執行の分離による取締役会の活性化のため、執行役員制度を導入しております。執行役員は、以下の4名であります。

| 地位     | 氏名    | 担当部門            |
|--------|-------|-----------------|
| 専務執行役員 | 小泉信一  | サイエンス・イノベーション部門 |
| 常務執行役員 | 古田晃浩  | 人事・業務統括部門       |
| 常務執行役員 | 河田喜一郎 | 財務・経営企画部門       |
| 執行役員   | 渡邊修造  | 創薬研究部門          |

## (2) 事業年度中に退任した取締役

| 氏名   | 退任日         | 退任事由 | 退任時の地位・担当及び重要な兼職の状況 |
|------|-------------|------|---------------------|
| 長久 厚 | 平成24年12月14日 | 辞任   | 取締役                 |

## (3) 取締役及び監査役の報酬等の総額

| 区分               | 員数         | 報酬等の額                |
|------------------|------------|----------------------|
| 取締役<br>(うち社外取締役) | 7名<br>( 2) | 44,562千円<br>( 8,520) |
| 監査役<br>(うち社外監査役) | 3<br>( 2)  | 14,400<br>( 11,400)  |
| 合計<br>(うち社外役員)   | 10<br>( 4) | 58,962<br>( 19,920)  |

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、平成23年3月30日開催の定時株主総会において、年額90,000千円以内（うち社外取締役分は年額20,000千円以内）と決議いただいております（但し、使用人分給与は含まない）。
3. 監査役の報酬限度額は、平成21年3月26日開催の定時株主総会において、年額16,000千円以内と決議いただいております。

#### (4) 社外役員に関する事項

##### ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役 平井昭光氏は、レックスウェル法律特許事務所の代表パートナーであります。同事務所と当社の間には、資本関係及び取引関係はありません。
- ・取締役 青木初夫氏は、株式会社C x Oアドバイザーズの社外取締役であります。株式会社C x Oアドバイザーズは当社のアドバイザーであり、同社との間には、事業戦略立案に係る助言業務等の取引関係があります。
- ・監査役 縣久二氏は、太陽誘電株式会社の社外取締役であります。同社と当社の間には、資本関係及び取引関係はありません。

##### ② 当事業年度における主な活動状況

|             | 出席状況及び発言状況                                                                    |
|-------------|-------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役 平井 昭光   | 当事業年度に開催された取締役会19回すべてに出席し、弁護士・弁理士としての専門的見地から、主に経営全般に関わる発言を適宜行っております。          |
| 取締役 青木 初夫   | 平成24年3月29日就任以降に開催された取締役会14回のうち13回に出席し、これまでの職務経験を踏まえ、主に経営全般に関わる発言を適宜行っております。   |
| 常勤監査役 井上 尚治 | 当事業年度に開催された取締役会19回すべて、また、監査役会14回すべてに出席し、これまでの職務経験を踏まえ、主に経営全般に関わる発言を適宜行っております。 |
| 監査役 縣 久二    | 当事業年度に開催された取締役会19回すべて、また、監査役会14回すべてに出席し、これまでの職務経験を踏まえ、主に経営全般に関わる発言を適宜行っております。 |

##### ③ 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。

## 5. 会計監査人の状況

(1) 名称 有限責任監査法人トーマツ

### (2) 報酬等の額

|                                | 報酬等の額    |
|--------------------------------|----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額            | 20,375千円 |
| 当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 20,375千円 |

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区別しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

### (3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社監査役会は、当該会計監査人が会社法第340条第1項に定められている解任事由に該当する状況にあり、かつ改善の見込みがないと判断した場合、もしくは、監督官庁から監査業務停止処分を受ける等、当社の監査業務に重大な支障を来す事態が生じた場合には、取締役会に対して、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を株主総会に付議するよう請求いたします。

### (5) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人は、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約の締結はいたしていません。



## 6. 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について、取締役会において決議しております。その概要は以下のとおりであります。

### (1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、コンプライアンス規程を定め、必要に応じ外部の専門家を起用し法令定款違反行為を未然に防止する。取締役が他の取締役の法令定款違反行為を発見した場合は、直ちに監査役及び取締役会に報告するなどガバナンス体制を強化する。
- ② 代表取締役の直轄部門として監査室を置き、同室が内部監査を行うこととする。監査室は、業務監査においてコンプライアンスの状況の監査を重要監査項目と位置付け、監査結果については、必要に応じて取締役会、監査役会に報告するものとする。
- ③ 法令上、疑義のある行為等について従業員が直接情報提供を行う手段として内部通報制度を設ける。
- ④ 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては一切の関係を遮断することを方針とし、警察等の外部機関や関連団体と緊密に連携し、全社を挙げて反社会的勢力排除のための社内体制を整備する。

### (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、定款、文書管理規程に基づきその保存媒体に応じて適切かつ確実に検索性の高い状態で保存・管理することとし、必要に応じて10年間は閲覧可能な状態を維持する。

### (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① リスク管理体制の基礎として、リスク管理規程を定め、個々のリスクについての管理責任者を決定し、同規程に従ったリスク管理体制を構築する。不測の事態が発生した場合には、社長を本部長とする対策本部を設置、情報連絡チーム及び顧問弁護士等を含む外部アドバイザーチームを組織し迅速な対応を行い、損害の拡大を防止しこれを最小限に止める体制を整える。

- ② 新たに生じたリスクへの対応のために、必要な場合には代表取締役から全部門に示達するとともに、速やかに対応責任者となる取締役を定める。

#### (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を月1回定期に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催する。
- ② 取締役会の決定に基づく業務執行については、組織規程、職務分掌規程、職務権限規程において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続きの詳細について定める。
- ③ 前二項の定めにとらわらず、当社の経営方針及び経営戦略に関わる重要事項については、経営戦略委員会規程等の社内規程に基づき事前に経営戦略委員会において議論を行い、その審議を経て決定を行う。その上で、法令・定款あるいは取締役会規則等の社内規程に基づき取締役会における決議が必要な事項については、取締役会に上程し、審議・決定を行う。

#### (5) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① コンプライアンス体制の基礎として、コンプライアンス規程を定め、内部統制システムの構築・維持・向上を推進するとともに、コンプライアンス体制の整備及び維持を図る。必要に応じて各担当部署にて、規則・ガイドラインの策定、研修の実施を行う。
- ② 取締役は当社における重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には直ちに監査役に報告するものとし、遅滞なく取締役会において報告する。
- ③ 法令違反その他のコンプライアンスに関する事実についての社内報告体制を整備する。
- ④ 監査役は当社の法令遵守体制及び社内報告体制の運用に問題があると認めるときは、意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができる。

**(6) 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項**

- ① 監査役の職務を補助すべき使用人に関する規定を監査役会規則内に定め、代表取締役は監査役会が当該使用人を置く必要があると認めるときは、監査役会と協議し、監査役の職務を補助すべき使用人として、当社の使用人から監査役補助者を任命することとする。
- ② 監査役補助者の評価は監査役が行い、監査役補助者の任命、解任、人事異動、賃金等の改定については監査役会の同意を得た上で取締役会が決定することとし、取締役からの独立を確保するものとする。

**(7) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制及び監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

- ① 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制について、それぞれ取締役会規則並びにコンプライアンス規程内に定めることとし、取締役及び使用人は当社の業務又は業績に影響を与える重要な事項について監査役に都度報告するものとする。前記に拘わらず、監査役はいつでも必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求めることができる。
- ② 内部通報体制を整備し、その適切な運用を維持することにより、法令違反その他のコンプライアンス上の問題について監査役への適切な報告体制を確保する。

## **7. 会社の支配に関する基本方針**

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

## **8. 剰余金の配当等の決定に関する方針**

当社は、研究開発活動を開始してから日も浅く、今後も継続して研究開発活動を実施していく必要があることから、当面は内部留保に努めることとし、配当は実施せず、研究開発活動の継続に備えた資金の確保を優先する方針であります。このため、現時点においては、当期純損失を計上しており、利益配当は実施しておりません。しかしながら、株主への利益還元については重要な経営課題と認識しており、経営成績及び財政状態を勘案しつつ利益配当も検討する所存であります。

# 貸借対照表

(平成24年12月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目                | 金 額              | 科 目                  | 金 額              |
|--------------------|------------------|----------------------|------------------|
| <b>資 産 の 部</b>     |                  | <b>負 債 の 部</b>       |                  |
| <b>流 動 資 産</b>     | <b>5,089,862</b> | <b>流 動 負 債</b>       | <b>183,453</b>   |
| 現金及び預金             | 4,889,989        | 未払金                  | 90,936           |
| 売掛金                | 9,560            | 未払費用                 | 72,132           |
| 原材料及び貯蔵品           | 47,754           | 未払法人税等               | 16,471           |
| 前渡金                | 101,082          | 預り金                  | 3,913            |
| 前払費用               | 20,574           | <b>固 定 負 債</b>       | <b>7,264</b>     |
| その他                | 20,902           | 繰延税金負債               | 7,264            |
| <b>固 定 資 産</b>     | <b>411,272</b>   |                      |                  |
| <b>有 形 固 定 資 産</b> | <b>101,304</b>   | <b>負 債 合 計</b>       | <b>190,717</b>   |
| 建物                 | 40,978           | <b>純 資 産 の 部</b>     |                  |
| 構築物                | 13,212           | <b>株 主 資 本</b>       | <b>5,298,211</b> |
| 機械及び装置             | 258              | 資本金                  | 8,489,850        |
| 工具、器具及び備品          | 46,854           | 資本剰余金                | 3,773,850        |
| <b>無 形 固 定 資 産</b> | <b>20,972</b>    | 資本準備金                | 3,773,850        |
| 商標権                | 2,296            | 利益剰余金                | △6,965,488       |
| ソフトウェア             | 18,049           | その他利益剰余金             | △6,965,488       |
| その他                | 626              | 繰越利益剰余金              | △6,965,488       |
| <b>投資その他の資産</b>    | <b>288,995</b>   | 評価・換算差額等             | 12,205           |
| 投資有価証券             | 476,190          | その他有価証券評価差額金         | 12,205           |
| 長期前払費用             | 3,813            |                      |                  |
| 差入保証金              | 69,527           |                      |                  |
| 投資損失引当金            | △260,535         | <b>純 資 産 合 計</b>     | <b>5,310,417</b> |
| <b>資 産 合 計</b>     | <b>5,501,134</b> | <b>負 債 純 資 産 合 計</b> | <b>5,501,134</b> |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損 益 計 算 書

(平成24年1月1日から)  
(平成24年12月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目            | 金 額       |            |
|----------------|-----------|------------|
| 事業収益           |           | 28,978     |
| 事業費用           |           |            |
| 研究開発費          | 1,804,015 |            |
| その他の販売費及び一般管理費 | 861,861   | 2,665,876  |
| 営業損失(△)        |           | △2,636,898 |
| 営業外収益          |           |            |
| 受取利息           | 4,115     |            |
| 有価証券利息         | 1,820     |            |
| 補助金収入          | 10,871    |            |
| 受取家賃           | 4,828     |            |
| 中間体等売却収入       | 3,390     |            |
| その他            | 2,530     | 27,556     |
| 営業外費用          |           |            |
| 為替差損           | 4,643     |            |
| 投資損失引当金繰入額     | 260,535   |            |
| その他            | 16,746    | 281,925    |
| 経常損失(△)        |           | △2,891,267 |
| 特別損失           |           |            |
| 特別退職金          | 10,356    | 10,356     |
| 税引前当期純損失(△)    |           | △2,901,623 |
| 法人税、住民税及び事業税   | 3,840     | 3,840      |
| 当期純損失(△)       |           | △2,905,463 |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

(平成24年1月1日から)  
(平成24年12月31日まで)

(単位：千円)

|                          | 株 主 資 本   |               |                 |             |
|--------------------------|-----------|---------------|-----------------|-------------|
|                          | 資 本 金     | 資 本 剰 余 金     | 利 益 剰 余 金       | 株 主 資 本 合 計 |
|                          |           | 資 本 準 備 金     | そ の 他 利 益 剰 余 金 |             |
|                          |           | 繰 越 利 益 剰 余 金 |                 |             |
| 平成24年1月1日 期首残高           | 8,489,850 | 3,773,850     | △4,060,024      | 8,203,675   |
| 事業年度中の変動額                |           |               |                 |             |
| 当期純損失 (△)                |           |               | △2,905,463      | △2,905,463  |
| 株主資本以外の項目の事業年度中の変動額 (純額) |           |               |                 |             |
| 事業年度中の変動額合計              | -         | -             | △2,905,463      | △2,905,463  |
| 平成24年12月31日 期末残高         | 8,489,850 | 3,773,850     | △6,965,488      | 5,298,211   |

|                          | 評 価 ・ 換 算 差 額 等 |                     | 純 資 産 合 計  |
|--------------------------|-----------------|---------------------|------------|
|                          | その他有価証券評価差額金    | 評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計 |            |
| 平成24年1月1日 期首残高           | △29,205         | △29,205             | 8,174,470  |
| 事業年度中の変動額                |                 |                     |            |
| 当期純損失 (△)                |                 |                     | △2,905,463 |
| 株主資本以外の項目の事業年度中の変動額 (純額) | 41,410          | 41,410              | 41,410     |
| 事業年度中の変動額合計              | 41,410          | 41,410              | △2,864,053 |
| 平成24年12月31日 期末残高         | 12,205          | 12,205              | 5,310,417  |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

### (1) 資産の評価基準及び評価方法

#### ① その他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法

但し、外貨建その他有価証券は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は評価差額として処理しております。また、評価差額は、全部純資産直入法により処理しております。

#### ② たな卸資産

貯蔵品

最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

### (2) 固定資産の減価償却の方法

#### ① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。但し、建物（建物附属設備を除く）については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

工具、器具及び備品          2～4年

#### ② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

#### ③ 長期前払費用

定額法によっております。

### (3) 引当金の計上基準

投資損失引当金

市場性のない有価証券に対する損失に備えるため、健全性の観点から、財政状態を勘案して実質価額の低下に相当する額について投資損失引当金を計上しております。

### (4) その他計算書類作成のための基本となる事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(追加情報)

会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用

当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。

(表示方法の変更)

損益計算書

前事業年度まで営業外収益の「その他」に含めて表示しておりました「受取家賃」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より、区分掲記しました。なお、前事業年度の「受取家賃」は4,757千円であります。

また、前事業年度まで営業外収益の「その他」に含めて表示しておりました「中間体等売却収入」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より、区分掲記しました。なお、前事業年度の「中間体等売却収入」は3,538千円であります。

## 2. 貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 413,720千円

## 3. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度<br>期首の株式数 | 当事業年度<br>増加株式数 | 当事業年度<br>減少株式数 | 当事業年度<br>末の株式数 |
|-------|-----------------|----------------|----------------|----------------|
| 普通株式  | 13,267,200株     | —              | —              | 13,267,200株    |

(2) 自己株式の数に関する事項

該当事項はありません。

(3) 剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。



#### (4) 事業年度末日における新株予約権に関する事項

|            | 第3回新株予約権 | 第5回新株予約権 | 第7回新株予約権 |
|------------|----------|----------|----------|
| 目的となる株式の種類 | 普通株式     | 普通株式     | 普通株式     |
| 目的となる株式の数  | 72,800株  | 87,381株  | 7,980株   |
| 新株予約権の残高   | 182個     | 219個     | 20個      |

#### 4. 金融商品に関する注記

##### (1) 金融商品の状況に関する事項

###### ① 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については、安全で流動性の高い短期的な預金等に限定する方針であります。なお、デリバティブは、利用しておりません。

###### ② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、販売管理規程に従ってリスク低減を図っております。

投資有価証券（外貨建）は、事業上の関係を有する企業の株式であり、発行体の信用リスク及び為替の変動リスクに晒されております。

差入保証金は、主に本社社屋の賃借に伴うものであり、差入先の信用リスクに晒されております。

営業債務である未払金は、そのほとんどが3ヶ月以内の支払期日であります。外貨建の営業債務については、為替の変動リスクに晒されております。

##### (2) 金融商品の時価等に関する事項

平成24年12月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（（注）2.をご参照ください）。

|          | 貸借対照表計上額<br>(*) | 時価<br>(*)   | 差額  |
|----------|-----------------|-------------|-----|
| ① 現金及び預金 | 4,889,989千円     | 4,889,989千円 | —千円 |
| ② 売掛金    | 9,560           | 9,560       | —   |
| ③ 差入保証金  | 69,527          | 69,493      | △33 |
| ④ 未払金    | (90,936)        | (90,936)    | —   |
| ⑤ 未払法人税等 | (16,471)        | (16,471)    | —   |
| ⑥ 預り金    | (3,913)         | (3,913)     | —   |

(\*) 負債に計上されているものについては、( )で示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

① 現金及び預金、並びに② 売掛金

短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

③ 差入保証金

この時価の算定は、契約ごとに契約終了時期を合理的に算定し、その期間及び信用リスクを加味した利率により割引いた現在価値を算定しております。

④ 未払金、⑤ 未払法人税等、並びに⑥ 預り金

短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

非上場株式（貸借対照表計上額476,190千円）は、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積ることができず、時価を把握することが極めて困難であると認められるため、上記には含めておりません。

## 5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の原因は、税務上の繰越欠損金、知的財産権の減価償却に係る損金算入限度超過額等でありますが、その全額について評価性引当額を計上しております。

繰延税金負債の発生の原因は、その他有価証券評価差額金であります。

## 6. 1株当たり情報に関する注記

- |                    |          |
|--------------------|----------|
| (1) 1株当たり純資産額      | 400円27銭  |
| (2) 1株当たり当期純損失 (△) | △219円00銭 |

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成25年2月8日

ラクオリア創薬株式会社

取締役会御中

### 有限責任監査法人トーマツ

|                    |                 |
|--------------------|-----------------|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 中 浜 明 光 ㊞ |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 佐 野 明 宏 ㊞ |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 西 原 浩 文 ㊞ |

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ラクオリア創薬株式会社の平成24年1月1日から平成24年12月31日までの第5期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書について監査を行った。

#### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続きが実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成24年1月1日から平成24年12月31日までの第5期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人（有限責任監査法人トーマツ）の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成25年2月14日

ラクオリア創薬株式会社 監査役会

常勤監査役（社外監査役） 井上 尚 治 ㊟

監査役 本間 靖 ㊟

監査役（社外監査役） 縣 久 二 ㊟

以 上

## 株主総会参考書類

### 議案 定款一部変更の件

#### 1. 提案の理由

当社は、取締役会の運営に柔軟性を持たせるため、現行定款第24条（取締役会の招集権者および議長）の変更を行うものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線部分に変更部分を示します。）

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                      | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                      |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>（取締役会の招集権者および議長）</p> <p>第24条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> <p style="text-align: center;">（新 設）</p> | <p>（取締役会の招集権者および議長）</p> <p>第24条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、<u>取締役会で選定された取締役が議長となる。</u></p> <p>2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集する。</p> <p><u>3. 第1項における取締役会で選定された議長である取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が議長となる。</u></p> |

以 上

## 株主総会会場ご案内図

会場 愛知県名古屋市中区栄三丁目15番33号  
栄ガスビル5階 501会議室



- 地下鉄東山線・名城線「栄」駅下車 サカエチカ6番出口 徒歩5分
- 地下鉄名城線「矢場町」駅下車 6番出口 徒歩3分

※ 駐車場のご用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。